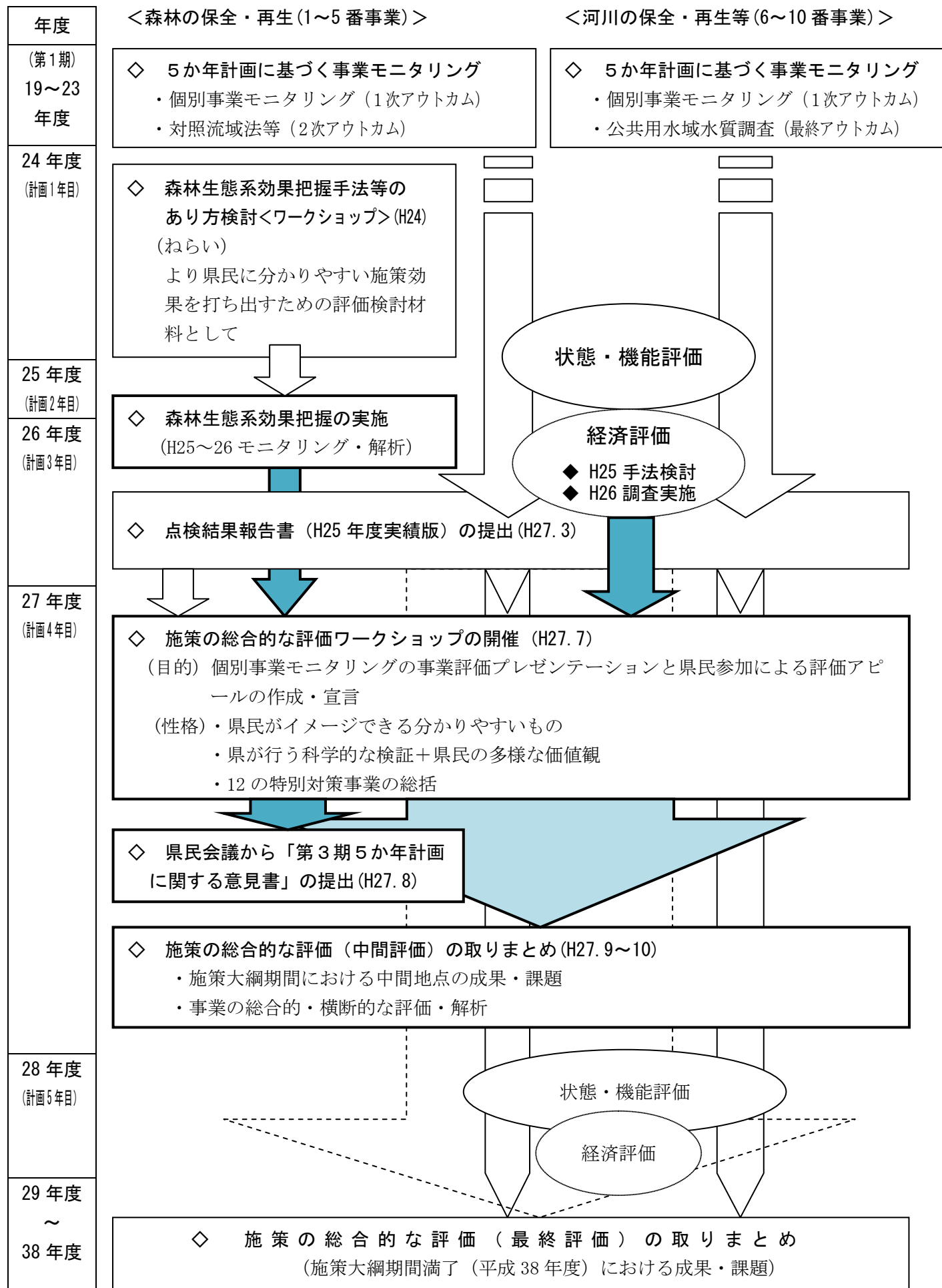


施策評価のロードマップ骨子



【水源環境保全・再生施策の総合的な評価の考え方(案)】

1 総合的な評価(中間評価)について

(1) 総合的な評価

<狭義>モニタリング結果の相互解析、相乗的な成果を踏まえた評価

<広義>施策の実施効果について、「状態・機能、経済」の3つの視点による総合的な評価

(2) 県民参加による総合的な評価

県民参加型の施策の総合的な評価ワークショップを開催

2 経済評価について

○ 経済評価は、状態・機能評価を補完するものとして参考的に実施することとし、有識者ヒアリング結果を踏まえ、国の公共事業評価を中心に長年にわたり活用されている「代替法」により試算し、施策を実施することによる経済的な価値について、県民に分かりやすいかたちで情報提供する。(総合的な評価のワークショップにて報告)

○ 特別対策事業を網羅的に「代替法」で試算することは難しいが、水源かん養や山地保全など試算可能なものを全て活用しながら経済的な価値を算出する。

3 総合的な評価ワークショップについて

○ 平成27年夏にワークショップを開催。ワークショップは、【①個別事業単位または森林関係・水関係事業単位での事業評価結果のプレゼンテーション】【②評価につながる基調講演】【③経済評価(プレ調査を含む※)の結果報告】【①から③を材料に県民及び県民会議による評価アピールの作成・宣言】の4本立ての構成とする。

<プレ調査について>

・ 状態評価や機能評価では、12事業全体を対象とした評価は現時点で困難であることから、ワークショップの一環として、県民の施策に対する認知状況や環境保全に関するニーズの把握、施策を講じることによって保全される水源環境の価値に対する評価を行うため、CVM及びコンジョイント法によるワークショップのプレ調査を実施する。

・ 調査の進め方としては、CVMや環境経済等を専門とする有識者検討会議を設置し、平成26年度中に予備調査・本調査を実施し、調査結果の取りまとめ・分析を行う。